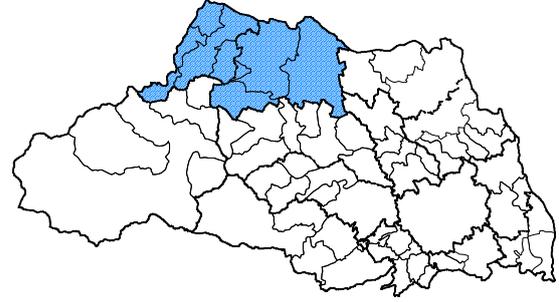


## 北部保健医療圏

	<b>【圏域の基本指標】</b>	<b>【県値】</b>
	人口総数 501,367 人 人口増減率 (H27～R2) △1.7% 年齢3区分別人口 〔 0～14歳 56,639人 (11.3%) 15～64歳 289,611人 (57.8%) 65歳～ 148,131人 (29.5%) 〕 出生数 2,781人 出生率 (人口千対) 5.6 死亡数 6,451人 死亡率 (人口千対) 13.0	[ 1.1% ] [12.0%] [60.8%] [27.1%] [ 6.4 ] [10.5]
<b>保健所</b>	熊谷保健所・本庄保健所	
<b>圏域 (市町村)</b>	熊谷市・本庄市・深谷市・美里町・神川町・上里町・寄居町	

### 【親と子の保健対策】

#### 【目標】

相談体制の充実、関係機関との連携強化、支援に携わる人材の育成等に努め、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うほか、小児期から思春期における親と子の保健対策を実施します。

#### 【主な取組】

- 不妊・不育症に関する支援の充実
- 小児在宅医療の環境整備
- 児童虐待防止のための体制強化
- 発達障害児への支援の充実
- 思春期保健対策の強化と健康教育の推進

〈実施主体：保健所、市町、医療機関、医師会、児童相談所、教育機関〉

### 【在宅医療の推進（在宅歯科診療を含む）】

#### 【目標】

在宅での療養を希望する患者が住み慣れた地域で必要な医療を受けられるよう、地域における医療や介護の多職種連携を図りながら24時間体制で在宅医療が提供される体制の構築を目指します。

また、それを支える在宅医療に関わる多職種の人材確保・育成に取り組みます。

### 【主な取組】

- 在宅医療提供体制の整備
- 患者を支える多職種連携体制の整備
- 医療・介護需要の増加に対応するための人材確保・育成
- 在宅医療に関する情報提供
- 在宅難病患者を支える支援体制の整備

〈実施主体：保健所、市町、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院・診療所、在宅医療連携拠点、地域在宅歯科医療推進拠点、難病診療連携拠点病院、難病相談支援センター、福祉・介護施設〉

### 【精神疾患医療】

#### 【目標】

心の健康づくりのための正しい知識の普及と新しい情報の提供を広報や研修会、イベントなどを通じて行います。精神疾患や認知症についての正しい知識の普及啓発を進め、精神障害者や認知症の方も住みやすい地域を目指し、地域住民の理解の促進を図ります。また、地域移行支援については、精神科病院の長期入院者に対して退院支援を進めるとともに、退院後の継続した支援も含め関係機関と連携した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

#### 【主な取組】

- 心の健康づくりに関する普及啓発と相談支援体制の充実
- 認知症対策の推進
- 地域移行支援の推進

〈実施主体：保健所、市町、医師会、精神科病院、認知症疾患センター、相談支援事業所、福祉施設、保険者、企業、地域住民〉

### 【健康増進・生活習慣病等予防対策】

#### 【目標】

地域住民、関係団体及び行政機関が連携し、市町健康増進（食育推進も含む）計画をPDCAサイクルに基づき実施や評価をし、健康づくり体制を推進します。

健康な生活習慣の情報提供や効果的な保健事業、特定健診・特定保健指導等の未受診者への対策等を推進します。

また、健全な口腔機能を生涯にわたり維持できるよう、歯科口腔保健施策を推進します。

#### 【主な取組】

- 各市町健康増進・食育推進計画の推進体制の整備
- 生活習慣病等に関する情報提供、健康診断等の受診勧奨

## ■ 歯科口腔保健の推進

〈実施主体：市町、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所、保険者〉

## 【健康危機管理体制の整備充実及び隣接する群馬県との連携】

### 【目標】

大規模災害の発生時には、医療資源を最大限活用し適切な医療を提供できるよう、関係機関の連携体制を構築します。また、被災者への健康管理活動が適切に実施できるよう活動体制を強化します。

新興感染症が発生・まん延した場合に備え、地域医療体制の整備、関係機関の連携、研修・訓練の実施に努めます。また、大規模集団感染などの事例が発生した場合には、保健所、市町、医療機関等が協力して住民の生命・健康の保護に努めます。

食品等事業者による衛生管理の国際標準であるHACCP（危害分析・重要管理点方式）に沿った衛生管理の取り組みを支援し、食品の安全性確保、食中毒の発生防止を推進します。また、県民に対して食品の安全確保に関する情報を積極的に提供します。

### 【主な取組】

■ 大規模災害時における医療提供体制の確保

■ 中長期的な健康管理活動の確保

■ 新興感染症の発生・まん延時に向けた対策

■ 食の安全安心

〈実施主体：保健所、市町、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院、消防本部、食品等事業者、食品関連団体〉